

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種
使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成18年11月21日～12月21日(トウモロコシ2件、ワタ1件))

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

(2) 意見提出期間

平成18年11月21日(火)～12月21日(木)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

意見提出数	1通
整理した意見数	4件

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について

(平成18年11月21日～12月21日(トウモロコシ2件、ワタ1件))

該当箇所		意見要旨	対応方針	件数
1	全体について	生物多様性条約では、「生物の多様性」とはすべての生物の間の変異性と定義されており、その全ての生物の間の変異性に対する影響を評価する内容となっていない。	カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価においては、すべての生物の間の変異性に対する影響を評価するのではなく、現在の科学的知見等に基づいて、対象となる遺伝子組換え生物の第一種使用等によって、野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かを評価することにより、生物多様性影響のおそれの有無を判断することとしています。	1
2	〃	遺伝子組換え農作物の栽培による生物多様性への影響の評価について、標準化された方法が確立されておらず、このような段階では承認すべきではない。	カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用による生物多様性への影響評価は、生物多様性影響評価実施要領等に基づき、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の項目について科学的データに基づいた評価を行い、その評価結果を基に学識経験者の意見を聴取しつつ我が国の野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて、判断する仕組みとなっています。 今回の申請案件についても、こうした仕組みに沿って申請者から提出された生物多様性影響評価書を基に、その信頼性や評価方法の科学的な妥当性等も含めて学識経験者による検討がなされ「生物多様性影響評価書の記述は妥当である」との意見が得られたところです。	1
3	〃	パブリックコメントにおけるコメントが反映されたことがなく、パブリックコメントの取り方自体を改める必要がある。	第一種使用規程の承認に際してのパブリックコメントの募集に対し寄せられた御意見等については、科学的な妥当性等につき検討した上で、第一種使用規程の承認の可否を含めた生物多様性の確保のため必要な施策に適宜反映していくこととしています。また、パブリックコメントの募集に対し寄せられた御意見等については、毎回、回答を、農林水産省及び環境省のホームページにおいて公表しています。	1

4	"	<p>日本では、様々な地点で遺伝子組換えナタネの自生が確認されており、生態系に取り返しがつかない事態を引き起こすことが考えられる。徹底した調査とカルタヘナ国内法の見直しをすべきである。</p>	<p>今回意見募集を行ったのは遺伝子組換えトウモロコシ2件及びワタ1件についてです。いずれの作物についても野生化しているとの報告はされていません。</p> <p>なお、農林水産省及び環境省では、こぼれ落ちに由来すると考えられる野外に生育する遺伝子組換えセイヨウナタネの生育状況等を監視するための調査を実施しています（農林水産省：http://www.s.affrc.go.jp/docs/press/2004/0629.htm、環境省：http://www.bch.biodic.go.jp/natane_1.html）が、これまでのところ生育地域が拡大するような傾向は認められていません（http://www.maff.go.jp/www/press/2006/20060718press_5.html）。これらの結果は、当該遺伝子組換えセイヨウナタネの生物多様性影響評価時に影響が生じるおそれがないと判断したことと、矛盾は認められていません。</p>	1
---	---	--	---	---